

市県民税申告の出張受付のご案内

税務課 ☎66♦1116

◆市県民税の申告日程表

受付時間：午前9時～午後3時30分

と き	ところ
2月2日(木)・3日(金)	形原公民館
2月7日(火)	西浦公民館
2月8日(水)・9日(木)	三谷公民館
2月10日(金)	大塚公民館
2月16日(木)～3月15日(水) (平日のみ)	市民体育センター

◆申告に必要なもの

- 印鑑
- 次の証明書の写し(マイナンバー(個人番号)カードまたは通知カード、運転免許証、健康保険の被保険者証など)
- 本人名義の預金通帳など(口座番号がわかるもの)
- 給与・公的年金などの源泉徴収票(原本のみ可。年金支払通知書は不可)
- 控除を受けるための証明書など
 - 医療費控除…領収書、証明書、内容を取りまとめた計算明細書
 - 社会保険料・障害者控除…領収書、証明書など
 - 生命保険料・地震保険料控除…控除証明書
 - 扶養・配偶者(特別)控除…その方の所得がわかるもの
 - 寄附金控除…寄附した団体の領収書など

※ふるさと納税のワンストップ特例制度の申請書を提出された方が申告をする場合は、特例の適用が受けられなくなります。

※内容によって他の資料が必要な場合があります。

※申告会場での国税に関する相談、申告期間中の税務課での申告受付はできません。

※出張受付は毎年大変混み合います。時間に余裕を持ってお出かけください。

◆国税に関する相談は豊橋税務署へ！

- ①事業所得(営業・農業)、不動産所得、土地・建物・株式などの譲渡所得、山林所得、申告分離選択の配当を確定申告する方
- ②初めての住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)の確定申告
- ③贈与税、消費税の申告をする方 など

◎年金受給者、住宅取得者事前相談会

と き 2月1日(水)～15日(水)(平日のみ)

ところ・問合先 豊橋税務署(豊橋市大国町111 ☎0532♦52♦6201)

国民年金からのお知らせ

保険年金課 ☎66♦1101 豊橋年金事務所 ☎0532♦33♦4111

新成人の皆さん おめでとうございます～20歳になったら国民年金～

国民年金は、老後の暮らし(老齢基礎年金)をはじめ、事故などで障害を負ったとき(障害基礎年金)や、一家の働き手が亡くなったとき(遺族基礎年金)に、みんなで暮らしを支え合うという考えで作られた仕組みで、20歳から60歳までの方が加入し、保険料を納める制度です。

◆平成29年4月から、現金・クレジットカードによる国民年金保険料の2年前納が始まります

国民年金保険料の納付には、現金・クレジットカード・口座振替が利用できます。

29年4月から口座振替に加え、現金・クレジットカードでも、割引率の高い2年前納(翌年度末分まで)が可能になります。クレジットカードによる2年前納は1月から受付開始されます。また、口座振替では、その他の前納割引制度もあります。ぜひ、ご利用ください。

◆付加年金で受け取る年金を増やせます

国民年金第1号被保険者(任意加入者を含む)が申し込みにより納付できます。ただし、保険料の免除を受けていない方や、国民年金基金に加入していない方が対象です。保険料(月額400円)をプラスして納付すると、老齢基礎年金に付加年金分が上乗せされます。付加年金の年金額は200円×付加保険料納付月数です。

◆学生の方、学生でない方のための特別な免除制度があります

国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合には、保険料の納付が猶予または免除される制度(学生の方は学生納付特例、学生でない方は納付猶予など)があります。保険年金課国民年金担当または年金事務所にご相談ください。